

# お知らせ〈伝染病〉

保護者様

学校法人亀井学園  
江戸川めぐみ幼稚園

お子様が伝染性の病気になった場合、完全に治してから登園しましょう。

ご参考までに学校保健法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については、  
症状により医師が伝染のおそれがないと認められたときは、この限りではありません。

※インフルエンザとコロナウイルス感染症は、医療のひっ迫を回避するため、医療機関の証明書は求めません。  
出席停止届を保護者様が記入し、幼稚園へ提出してください。(ホームページよりダウンロード可能)

	病名	出席停止の期間
1	インフルエンザ ※	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、3日を過ぎるまで
2	コロナウイルス感染症 ※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を過ぎるまで
3	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を過ぎるまで
5	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
7	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
8	因頭性結膜炎(プール熱)	おもな症状がなくなった後2日を過ぎるまで
9	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
10	腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれがないと認められるまで
11	流行性角結膜炎(はやり目)	伝染のおそれがないと認められるまで
12	急性出血性結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
13	溶連菌感染症	治療開始1日をすぎ、全身状態がよくなるまで
14	伝染性紅班(りんご病)	発疹以外の症状がなくなるまで
15	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
17	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで
18	感染性胃腸炎(嘔吐・下痢症)	症状が治まるまで
19	その他の伝染病( )	

登園するときにお持ちください。

## 登園許可書

園長 殿

組 氏名

病名

出席停止期間

年 月 日 ~

年 月 日

令和 年 月 日 医師名

印